

議案第 2 5 号

甲賀市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱の
制定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 2 7 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱の一部を改正
する要綱

甲賀市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱（令和4年甲賀市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「甲賀市立」を削る。

第3条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

（3） フリースクールの利用について、在籍学校の学校長の確認があること。

第4条中「授業料」の次に「及び通所に係る交通費」を加える。

第5条第1項を次のように改める。

補助金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 授業料 1月当たり、補助対象経費の2分の1（生活保護の受給者にあつては10分の10、就学援助の受給者にあつては4分の3）に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は4万円のいずれか低い額

（2） 通所に係る交通費 1月当たり、次に掲げる交通機関の区分に応じそれぞれ次に定める額又は1万円のいずれか低い額

ア 公共交通機関 自宅の最寄りの駅又はバス停からフリースクールの最寄り駅又はバス停までの運賃の実費

イ 自家用車 甲賀市職員の旅費に関する条例（平成16年甲賀市条例第41号）第8条の規定により算定した額

様式第1号中

「

補助対象者区分	<input type="checkbox"/> 生活保護の受給者 【補助率 10 / 10】
※該当する□にチェックを入れてください。	<input type="checkbox"/> 就学援助の受給者 【補助率 3 / 4】
	<input type="checkbox"/> 上記以外の者 【補助率 1 / 2】

」を

「

補助対象者区分 ※該当する□にチェックを入れてください。	<input type="checkbox"/> 生活保護の受給者 【補助率 10 / 10】 <input type="checkbox"/> 就学援助の受給者 【補助率 3 / 4】 <input type="checkbox"/> 上記以外の者 【補助率 1 / 2】
学校記入欄 当該児童生徒が上記フリースクールを利用することを確認しました。 年 月 日 学校長 印	

」に

改める。

様式第4号中「補助金（ 月分）」を「補助金」に、

「

() 月 出席日	(全 回)
補助対象経費	円 (授業料 円/月)

」を

「

授業料	出席日 (全 回) 授業料合計金額 円
交通費	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関 移動手段 () から まで 円× 回 () から まで 円× 回 ・自家用車 往復 k m (小数点以下切捨) 円× 回 交通費合計金額 円
補助対象経費	円

」に

改める。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

甲賀市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱新旧対照表

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 児童生徒 学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、<u> </u>小学校又は中学校に在籍し、かつ、本市に住民基本台帳上の住所を有する者をいう。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、児童生徒の保護者等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) フリースクールの利用について、在籍学校の学校長の確認があること。</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 児童生徒 学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、<u>甲賀市立</u>小学校又は中学校に在籍し、かつ、本市に住民基本台帳上の住所を有する者をいう。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、児童生徒の保護者等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p>

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、児童生徒がフリースクールを利用するに当たり保護者等が負担する授業料及び通所に係る交通費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 授業料 1月当たり、補助対象経費の2分の1(生活保護の受給者にあつては10分の10、就学援助の受給者にあつては4分の3)に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)又は4万円のいずれか低い額

(2) 通所に係る交通費 1月当たり、次に掲げる交通機関の区分に応じそれぞれ次に定める額又は1万円のいずれか低い額

ア 公共交通機関 自宅の最寄りの駅又はバス停からフリースクールの最寄り駅又はバス停までの運賃の実費

イ 自家用車 甲賀市職員の旅費に関する条例(平成16年甲賀市条例第41号)第8条の規定により算定した額

2 (略)

様式第1号(第6条関係)

(略)

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、児童生徒がフリースクールを利用するに当たり保護者等が負担する授業料_____とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、1月当たり補助対象経費の2分の1(生活保護の受給者にあつては10分の10、就学援助の受給者にあつては4分の3)に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)又は4万円のいずれか低い額とする。

2 (略)

様式第1号(第6条関係)

(略)

様式第4号（第9条関係）

（略）

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第4号（第9条関係）

（略）

議案第 2 6 号

甲賀市中学生国際交流事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 2 7 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市中学生国際交流事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

甲賀市中学生国際交流事業補助金交付要綱（平成23年甲賀市告示第69号）の一部を次のように改正する。

第4条中「又は様式第1号の2」を削る。

別表中「空港までの往復の旅費（バス借上料、通行料、駐車場使用料等を含む）及び渡航に係る往復の旅費を合計した額」を「渡航に係る往復の旅費及び保険料を合計した額」に、「4万円」を「7万円」に、「2万円」を「3万円」に改め、同表派遣元からの交流中学生の受入れに係る居住費、食糧費、交通費、通信費、教育娯楽費その他滞在に係る費用の項を削る。

様式第1号の2を削る。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

甲賀市中学生国際交流事業補助金交付要綱新旧対照表

改正案	現行																
<p>(補助対象経費及び補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、中学生国際交流事業補助金交付申請書(様式第1号_____)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>(補助対象経費及び補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、中学生国際交流事業補助金交付申請書(様式第1号又は様式第1号の2)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>																
<p>別表(第3条関係)</p>	<p>別表(第3条関係)</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>区分</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">渡航に係る往復の旅費及び保険料を合計した額</td> <td>米国ミシガン州 デウィット市 トラヴァースシティ 市</td> <td>補助対象経費の3分の1以内の額又は渡航旅費を勘案し教育委員会が定める額(7万円を上限とする。)のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>韓国 利川市</td> <td>補助対象経費の3分の1以内の額又は渡航旅費を勘案し教育委員会が定</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費	区分	補助額	渡航に係る往復の旅費及び保険料を合計した額	米国ミシガン州 デウィット市 トラヴァースシティ 市	補助対象経費の3分の1以内の額又は渡航旅費を勘案し教育委員会が定める額(7万円を上限とする。)のいずれか低い額	韓国 利川市	補助対象経費の3分の1以内の額又は渡航旅費を勘案し教育委員会が定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>区分</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">空港までの往復の旅費(バス借上料、通行料、駐車場使用料等を含む)及び渡航に係る往復の旅費_____を合計した額</td> <td>米国ミシガン州 デウィット市 トラヴァースシティ 市</td> <td>補助対象経費の3分の1以内の額又は渡航旅費を勘案し教育委員会が定める額(4万円を上限とする。)のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>韓国 利川市</td> <td>補助対象経費の3分の1以内の額又は渡航旅費を勘案し教育委員会が定</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費	区分	補助額	空港までの往復の旅費(バス借上料、通行料、駐車場使用料等を含む)及び渡航に係る往復の旅費_____を合計した額	米国ミシガン州 デウィット市 トラヴァースシティ 市	補助対象経費の3分の1以内の額又は渡航旅費を勘案し教育委員会が定める額(4万円を上限とする。)のいずれか低い額	韓国 利川市	補助対象経費の3分の1以内の額又は渡航旅費を勘案し教育委員会が定
補助対象経費	区分	補助額															
渡航に係る往復の旅費及び保険料を合計した額	米国ミシガン州 デウィット市 トラヴァースシティ 市	補助対象経費の3分の1以内の額又は渡航旅費を勘案し教育委員会が定める額(7万円を上限とする。)のいずれか低い額															
	韓国 利川市	補助対象経費の3分の1以内の額又は渡航旅費を勘案し教育委員会が定															
	補助対象経費	区分	補助額														
	空港までの往復の旅費(バス借上料、通行料、駐車場使用料等を含む)及び渡航に係る往復の旅費_____を合計した額	米国ミシガン州 デウィット市 トラヴァースシティ 市	補助対象経費の3分の1以内の額又は渡航旅費を勘案し教育委員会が定める額(4万円を上限とする。)のいずれか低い額														
韓国 利川市		補助対象経費の3分の1以内の額又は渡航旅費を勘案し教育委員会が定															

		<p>める額（<u>3万円</u>を上限とする。）のいずれか低い額</p>			<p>める額（<u>2万円</u>を上限とする。）のいずれか低い額</p>
			<p>派遣元からの交流中学生の受入れに係る居住費、食糧費、交通費、通信費、教育娯楽費その他滞在に係る費用</p>	<p>米国ミシガン州 デウィット市 トラヴァースシティ 市 マーシャル市 韓国 利川市</p>	<p>派遣元からの交流中学生の受入れ1人につき、1日当たり6,000円</p>
<p>付 則 この告示は、令和6年4月1日から施行する。</p>			<p>様式第1号の2（第4条関係） （略）</p>		

議案第 27 号

甲賀市第 3 子学校教育費支援金給付要綱の一部を改正する要綱の制定について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 27 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市第3子以降学校教育費支援金給付要綱の一部を改正する要綱

甲賀市第3子以降学校教育費支援金給付要綱（平成28年甲賀市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「11, 420」を「5, 710」に、「2, 230」を「1, 120」に、「22, 320」を「11, 160」に改める。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

甲賀市第3子以降学校教育費支援金給付要綱新旧対照表

改正案		現行																																													
<p>(給付対象経費)</p> <p>第4条 支援金の給付対象となる経費は、次に掲げる費用とし、給付額は別表に掲げる額の範囲内とする。</p> <p>(1) 学用品費 児童等の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品(実験及び実習材料を含む。)の購入費</p> <p>(2) 通学用品費 児童等(第1学年の者を除く。)が、通学のために通常必要とする通学用品(通学用靴、雨靴、雨傘、上履、帽子等)の購入費</p> <p>(3) 新入学児童生徒学用品費等 第1学年の児童等が通常必要とする学用品及び通学用品(ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履、帽子等)の購入費</p> <p>別表(第4条関係) 単位:円/年</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>学用品費</th> <th>通学用品費</th> <th>新入学児童生徒学用品費等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小学校</td> <td>1年生</td> <td>5,710</td> <td>—</td> <td>40,600</td> </tr> <tr> <td>2~6年生</td> <td>5,710</td> <td>1,120</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中学校</td> <td>1年生</td> <td>11,160</td> <td>—</td> <td>47,400</td> </tr> <tr> <td>2~3年生</td> <td>11,160</td> <td>1,120</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>付 則</p>			学用品費	通学用品費	新入学児童生徒学用品費等	小学校	1年生	5,710	—	40,600	2~6年生	5,710	1,120	—	中学校	1年生	11,160	—	47,400	2~3年生	11,160	1,120	—	<p>(給付対象経費)</p> <p>第4条 支援金の給付対象となる経費は、次に掲げる費用とし、給付額は別表に掲げる額の範囲内とする。</p> <p>(1) 学用品費 児童等の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品(実験及び実習材料を含む。)の購入費</p> <p>(2) 通学用品費 児童等(第1学年の者を除く。)が、通学のために通常必要とする通学用品(通学用靴、雨靴、雨傘、上履、帽子等)の購入費</p> <p>(3) 新入学児童生徒学用品費等 第1学年の児童等が通常必要とする学用品及び通学用品(ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履、帽子等)の購入費</p> <p>別表(第4条関係) 単位:円/年</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>学用品費</th> <th>通学用品費</th> <th>新入学児童生徒学用品費等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小学校</td> <td>1年生</td> <td>11,420</td> <td>—</td> <td>40,600</td> </tr> <tr> <td>2~6年生</td> <td>11,420</td> <td>2,230</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中学校</td> <td>1年生</td> <td>22,320</td> <td>—</td> <td>47,400</td> </tr> <tr> <td>2~3年生</td> <td>22,320</td> <td>2,230</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			学用品費	通学用品費	新入学児童生徒学用品費等	小学校	1年生	11,420	—	40,600	2~6年生	11,420	2,230	—	中学校	1年生	22,320	—	47,400	2~3年生	22,320	2,230	—
	学用品費	通学用品費	新入学児童生徒学用品費等																																												
小学校	1年生	5,710	—	40,600																																											
	2~6年生	5,710	1,120	—																																											
中学校	1年生	11,160	—	47,400																																											
	2~3年生	11,160	1,120	—																																											
	学用品費	通学用品費	新入学児童生徒学用品費等																																												
小学校	1年生	11,420	—	40,600																																											
	2~6年生	11,420	2,230	—																																											
中学校	1年生	22,320	—	47,400																																											
	2~3年生	22,320	2,230	—																																											

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 28 号

甲賀市保育園及び認定こども園実施計画検討協議会設置要綱を廃止する要綱の制定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 27 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市保育園及び認定こども園実施計画検討協議会設置要綱を廃止する要綱

甲賀市保育園及び認定こども園実施計画検討協議会設置要綱（平成30年甲賀市教育委員会告示第2号）は、廃止する。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 29 号

甲賀市教育委員会事務局職員の異動について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 27 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市教育委員会事務局職員の異動について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号の規定に基づき、令和6年3月31日及び令和6年4月1日の人事異動に伴う甲賀市教育委員会事務局職員の人事を別紙により行うことにつき、教育委員会の議決を求める。

資料2 5 別紙1 教育委員会事務局人事（令和6年3月31日）

新所属	氏名	現所属	備考
次長級			
(転出)			
滋賀県教育委員会	村地 昭彦	教育委員会事務局次長（学校教育担当）	
課長級			
(退職)			
	田原 聖史	教育委員会事務局教育総務課長 兼 教育環境整備室長	
課長補佐級			
(転出)			
滋賀県教育委員会	松永 大樹	教育委員会事務局学校教育課長補佐	
滋賀県教育委員会	畑中 康志	教育委員会事務局学校教育課長補佐	
滋賀県教育委員会	山上 紗綾	教育委員会事務局教育研究所長補佐	
係長級			
(退職)			
	桑田 和哉	総合政策部甲賀大原地域市民センター地域振興課付主監 兼 佐山地域市民センター長 併 教育委員会事務局社会教育スポーツ課生涯学習担当	(再任用)
	平井 茂治	教育委員会事務局理事員	(再任用)

新所属	氏名	現所属	備考
	伊藤 勲	教育委員会事務局甲南公民館長 兼 甲南公民館第二学区分館長 兼 甲南公民館第三学区分館長 兼 甲南情報交流センター所長 併 産業経済部甲南農村環境改善センター所長 併 市民環境部人権推進課人権教育担当	(再任用)
一般職級			
(退職)			
	若林 美穂	教育委員会事務局社会教育スポーツ課	
	北崎 勝紀	教育委員会事務局信楽図書館	
	清水 徳雄	総合政策部甲南第一地域市民センター地域振興課付 兼 甲南第二地域市民センター長 併 教育委員会事務局社会教育スポーツ課生涯学習担当	(再任用)
	喜屋武 照美	教育委員会事務局甲南第一小学校	(再任用)
	奥山 律雄	教育委員会事務局甲南図書交流館	(再任用)

資料2 5 別紙2 教育委員会事務局人事（令和6年4月1日）

新所属	氏名	現所属	備考
部長級			
（配置換え）			
総合政策部理事（国スポ・障スポ推進担当） 兼 建設部理事（国スポ・障スポ推進担当） 併 教育委員会事務局理事（国スポ・障スポ推進担当）	樋口 泰司	建設部長	
次長級			
（配置換え・転入）			
総務部次長（総務・財政担当） 併 選挙管理委員会事務局長	松本 忠	教育委員会事務局次長（総務・管理担当）	
市民環境部次長（GX推進・生活環境担当）	松下 泰也	教育委員会事務局次長（社会教育担当）	
教育委員会事務局次長（総務・管理担当）	谷 綾子	総合政策部甲賀大原地域市民センター所長	
教育委員会事務局次長（社会教育担当）	前田 三嗣	市民環境部次長（生活環境・GX推進担当）	
教育委員会事務局次長（学校教育担当） 兼 学校教育課長	小島 靖弘	滋賀県教育委員会	転入
農業委員会事務局長	田村 勝也	市民環境部次長 （市民窓口・保険年金・マイナンバー推進・人権推進担当） 兼 人権推進課長 併 教育委員会事務局社会教育スポーツ課長（人権教育担当）	
課長級			
（配置換え・昇任）			
総合政策部信楽地域市民センター地域振興課長 併 選挙管理委員会事務局書記	岡崎 徳幸	教育委員会事務局社会教育スポーツ課参事（文化・社会教育担当）	昇任
市民環境部人権推進課長 併 教育委員会事務局社会教育スポーツ課長（人権教育担当）	中沢 万理	会計課長	

新所属	氏名	現所属	備考
教育委員会事務局教育総務課長 兼 教育環境整備室長 併 選挙管理委員会事務局書記	井上 大樹	総務部マネジメント推進室長 併 選挙管理委員会事務局書記	
教育委員会事務局学校教育課長（学務担当）	松岡 和子	教育委員会事務局学校教育課長	
教育委員会事務局社会教育スポーツ課参事 （文化・社会教育担当）	上村 秀裕	教育委員会事務局社会教育スポーツ課長補佐 （文化・社会教育担当）	昇任
課長補佐級			
（配置換え・昇任・転入）			
総合政策部土山地域市民センター地域振興課長補佐 併 選挙管理委員会事務局書記	若林 佳典	総合政策部土山地域市民センター地域振興課長補佐 兼 土山学区自治振興支援担当 兼 マイナンバー推進担当 併 教育委員会事務局社会教育スポーツ課生涯学習担当 併 選挙管理委員会事務局書記	
総合政策部甲賀地域市民センター地域振興課長補佐 併 選挙管理委員会事務局書記	菊田 初美	総合政策部甲賀大原地域市民センター地域振興課長補佐 兼 大原学区自治振興支援担当 兼 マイナンバー推進担当 併 教育委員会事務局社会教育スポーツ課生涯学習担当 併 選挙管理委員会事務局書記	
総合政策部甲南地域市民センター地域振興課長補佐 （コミュニティ推進担当）	西村 敏昌	総合政策部甲南第一地域市民センター地域振興課長補佐 兼 甲南中部学区自治振興支援担当 兼 マイナンバー推進担当 兼 甲南中部地域市民センター長 併 教育委員会事務局社会教育スポーツ課生涯学習担当 併 選挙管理委員会事務局書記	
総合政策部信楽地域市民センター地域振興課長補佐 併 選挙管理委員会事務局書記	福西 勇人	総合政策部信楽地域市民センター地域振興課長補佐 （福祉担当） 兼 信楽学区自治振興支援担当 併 教育委員会事務局社会教育スポーツ課生涯学習担当 併 選挙管理委員会事務局書記	
市民環境部生活環境課長補佐（生物多様性戦略担当） 兼 建設部建設管理課長補佐 併 教育委員会事務局みなくち子どもの森所長 併 教育委員会事務局みなくち子どもの森自然館長	三鼓 明寛	建設部公共交通推進課長補佐	

新所属	氏名	現所属	備考
健康福祉部生活支援課長補佐 兼 生活支援係長	服部 澄子	教育委員会事務局社会教育スポーツ課長補佐（スポーツ担当）	
こども政策部保育幼稚園課長補佐（総括担当）	和田 有企子	こども政策部甲賀東保育園長 併 教育委員会事務局大原幼稚園長	
こども政策部信楽こども園長	小西 敦子	こども政策部信楽保育園長 兼 朝宮保育園長 併 教育委員会事務局信楽幼稚園長	
こども政策部雲井保育園長	辻 直子	こども政策部土山保育園長 併 教育委員会事務局土山幼稚園長	
こども政策部子育て支援施設整備推進室長補佐 併 選挙管理委員会事務局書記	神山 和夫	教育委員会事務局教育総務課長補佐 兼 施設係長 併 選挙管理委員会事務局書記	
教育委員会事務局教育総務課長補佐	望月 一美	市民環境部保険年金課長補佐	
教育委員会事務局学校教育課長補佐	朝比奈 俊孝	産業経済部農業振興課農業振興係長	昇任
教育委員会事務局学校教育課長補佐 兼 学びの多様化推進室長補佐	西村 栄樹	教育委員会事務局学校教育課長補佐	
教育委員会事務局学校教育課長補佐 兼 学びの多様化推進室長 兼 教育支援センター所長	山上 博之	滋賀県教育委員会	転入
教育委員会事務局学校教育課長補佐	小崎 美香	滋賀県教育委員会	転入
教育委員会事務局学校教育課長補佐	瀬戸山 幹	滋賀県教育委員会	転入
教育委員会事務局教育研究所長補佐	小松 史子	滋賀県教育委員会	転入
教育委員会事務局社会教育スポーツ課長補佐 （文化・社会教育担当）	西森 竜子	健康福祉部水口医療介護センター事務長補佐	
教育委員会事務局社会教育スポーツ課長補佐 （スポーツ担当）	森地 真弓	健康福祉部長寿福祉課長補佐（介護保険担当）	
教育委員会事務局信楽図書館長	篠原 哲	教育委員会事務局土山図書館長	
教育委員会事務局かふか生涯学習館長	山川 智司	教育委員会事務局かふか生涯学習館長 兼 甲賀公民館長 併 人権推進課人権教育担当	

新所属	氏名	現所属	備考
教育委員会事務局甲南B&G海洋センター所長 兼 岩上体育館長	牧野 辰哉	教育委員会事務局甲南 B & G 海洋センター所長	
係長級			
(配置換え・昇任)			
議会事務局議事課議事調査係長	小林 美菜子	教育委員会事務局学校教育課長補佐	
総合政策部市民活動推進課主監(コミュニティ推進担当) 併 教育委員会事務局社会教育スポーツ課生涯学習担当	清水 和良	総合政策部長	
総合政策部甲賀地域市民センター地域振興課地域振興係長 併 選挙管理委員会事務局書記	熊野 佳子	教育委員会事務局教育総務課学校給食係長	
総合政策部甲賀地域市民センター地域振興課主監 (コミュニティ推進担当) 併 教育委員会事務局社会教育スポーツ課生涯学習担当	細井 喜美子	こども政策部長	
こども政策部子育て政策課子育て政策係長 兼 健康福祉部地域共生社会推進課臨時給付金対策室係長	中島 睦美	教育委員会事務局国スポ・障スポ推進室総務企画係長 併 健康福祉部地域共生社会推進課臨時給付金対策室係長	
こども政策部甲賀子育て支援センター主任保育士	福永 奈央	こども政策部土山保育園主任保育士 併 教育委員会事務局土山幼稚園主任教諭	
こども政策部甲南希望ヶ丘保育園主任保育士	小西 ちとせ	こども政策部信楽保育園 併 教育委員会事務局信楽幼稚園	昇任
産業経済部観光企画推進課地域資源振興係長	村長 宣亮	教育委員会事務局社会教育スポーツ課青少年育成係長 兼 青少年自然活動支援センター係長	
教育委員会事務局教育総務課施設係長	増井 富之	建設部建設管理課公園緑地係長	
教育委員会事務局教育総務課学校給食係長	安岡 成悟	教育委員会事務局学校教育課	昇任
教育委員会事務局教育総務課教育環境整備室係長	増山 勝起	総合政策部情報政策課情報基盤整備推進係長	
教育委員会事務局学校教育課学務係長	松下 綾	教育委員会事務局学校教育課	昇任
教育委員会事務局学校教育課学びの多様化推進室係長	小嶋 定治	教育委員会事務局学校教育課	昇任
教育委員会事務局社会教育スポーツ課青少年育成係長 兼 青少年自然活動支援センター係長	川上 真祐	市民環境部生活環境課防犯交通対策係長	

新所属	氏名	現所属	備考
教育委員会事務局社会教育スポーツ課文化係長	藤田 有美	教育委員会事務局社会教育スポーツ課	昇任
教育委員会事務局土山図書館長	井口 敏一	総合政策部甲南第一地域市民センター所長	
教育委員会事務局水口公民館係長	野田 敦子	教育委員会事務局社会教育スポーツ課文化係長	
教育委員会事務局信楽公民館長 兼 信楽体育館長	藤田 文義	議会事務局長	
教育委員会事務局信楽公民館係長 兼 社会教育指導員	谷川 智彦	農業委員会事務局農政係長	
教育委員会事務局みなくち子どもの森係長 兼 みなくち子どもの森自然館係長 併 建設部建設管理課係長	小西 省吾	教育委員会事務局みなくち子どもの森所長 兼 みなくち子どもの森自然館長 併 建設部建設管理課係長	
教育委員会事務局国スポ・障スポ推進室総務企画係長	藤井 知久沙	教育委員会事務局国スポ・障スポ推進室	昇任
教育委員会事務局国スポ・障スポ推進室輸送宿泊係長	山本 亘	総務部人事課給与係長	
教育委員会事務局歴史文化財課埋蔵文化財係長	北前 洋平	教育委員会事務局歴史文化財課	昇任
教育委員会事務局歴史文化財課埋蔵文化財係主任技師	小谷 徳彦	教育委員会事務局歴史文化財課埋蔵文化財係長	
(再任用)			
教育委員会事務局西部学校給食センター所長	立岡 浩也	教育委員会事務局土山中央公民館長 兼 大野公民館長 兼 山内公民館長 兼 鮎河公民館長 併 市民環境部人権推進課人権教育担当	
教育委員会事務局甲南情報交流センター所長	奥田 邦彦	教育委員会事務局水口中央公民館長 兼 伴谷公民館長 兼 柏木公民館長 兼 貴生川公民館長 兼 岩上公民館長 併 市民環境部人権推進課人権教育担当	
教育委員会事務局甲南図書交流館長	伴 統子	健康福祉部次長(高齢者・障がい者・健康づくり担当)	

新所属	氏名	現所属	備考
総合政策部信楽地域市民センター地域振興課主監 (コミュニティ推進担当) 併 教育委員会事務局社会教育スポーツ課生涯学習担当	中井 康隆	総合政策部信楽地域市民センター地域振興課付主監 兼 雲井地域市民センター長 併 教育委員会事務局社会教育スポーツ課生涯学習担当	
一般職級			
(配置換え)			
総合政策部市民活動推進課	小嶋 毅	教育委員会事務局水口図書館	
総合政策部甲賀地域市民センター地域振興課 (コミュニティ推進担当) 併 教育委員会事務局社会教育スポーツ課生涯学習担当	樫野 政行	上下水道部下水道課	
総合政策部甲南地域市民センター地域振興課	吉川 裕造	教育委員会事務局教育総務課教育環境整備室係長	
市民環境部人権推進課 併 教育委員会事務局社会教育スポーツ課	吉田 敦彦	総務部税務課	
市民環境部宇川会館 兼 牛飼教育集会所長	竹若 正光	市民環境部人権推進課 併 教育委員会事務局社会教育スポーツ課	
こども政策部発達支援課 併 教育委員会事務局教育支援センター	高島 光恵	こども政策部発達支援課	
こども政策部児童発達支援センター	増井 智永	こども政策部甲賀西保育園南分園 併 教育委員会事務局油日幼稚園	
こども政策部児童発達支援センター	蔭山 真理	こども政策部児童発達支援センター 併 教育委員会事務局適応指導教室	
こども政策部保育幼稚園課	中村 大知	こども政策部甲賀西保育園南分園 併 教育委員会事務局油日幼稚園	
こども政策部保育幼稚園課	河部 京加	教育委員会事務局教育総務課	
こども政策部あいみらい保育園	隠岐 藍	こども政策部土山保育園 併 教育委員会事務局土山幼稚園	
こども政策部大原こども園	眞野 直也	こども政策部甲賀西保育園南分園 併 教育委員会事務局油日幼稚園	
こども政策部信楽こども園	加藤 亜沙子	こども政策部甲賀東保育園 併 教育委員会事務局大原幼稚園	

新所属	氏名	現所属	備考
教育委員会事務局教育総務課	岡田 絵理香	総務部財政課	
教育委員会事務局学校教育課	原 貴裕	教育委員会事務局教育総務課	
教育委員会事務局学校教育課	畑中 茉佑	健康福祉部長寿福祉課	
教育委員会事務局信楽図書館	山本 浩明	教育委員会事務局土山図書館	
教育委員会事務局土山公民館	澤 里美	総合政策部甲南第一地域市民センター地域振興課	
教育委員会事務局かふか生涯学習館	岡村 茂幸	市民環境部宇川会館 兼 牛飼教育集会所長	
教育委員会事務局国スポ・障スポ推進室	服部 翔太	産業経済部観光企画推進課 併 選挙管理委員会事務局書記	
教育委員会事務局国スポ・障スポ推進室	野瀬 耕嗣	総合政策部危機管理課	
教育委員会事務局国スポ・障スポ推進室	中西 翔馬	産業経済部商工労政課	
教育委員会事務局国スポ・障スポ推進室	長谷川 勇哉	市民環境部保険年金課	
教育委員会事務局歴史文化財課	松本 拓朗	教育委員会事務局教育総務課	
(再任用)			
こども政策部あいみらい保育園	中尾 佐記子	こども政策部信楽保育園 併 教育委員会事務局信楽幼稚園	
こども政策部甲賀西保育園	武村 富美子	こども政策部甲賀西保育園南分園 併 教育委員会事務局油日幼稚園	
教育委員会事務局水口小学校	中尾 久美	教育委員会事務局水口小学校	
教育委員会事務局甲南公民館	橋本 宗樹	教育委員会事務局水口体育館長	

新所属	氏名	現所属	備考
一般職級			
(新規採用)			
教育委員会事務局教育総務課	奥田 隼人		
教育委員会事務局国スポ・障スポ推進室	瀬古 創真		
教育委員会事務局国スポ・障スポ推進室	中川 貴庸		
教育委員会事務局国スポ・障スポ推進室	伊藤 由紀菜		

議案第 30 号

甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について

甲賀市学校給食センター条例（平成 16 年条例第 155 号）第 5 条第 3 項の規定に基づき、甲賀市学校給食センター運営委員会委員の別紙の者を解嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 27 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

議案第30号別紙

甲賀市学校給食センター運営委員会委員

(任期：令和5年7月1日から令和6年6月30日まで)

解嘱日：令和6年3月31日

	氏名	委員の構成	備考
1	林 浩美	関係PTAの代表者(2号)	伴谷小学校
2	前田 拓志	関係PTAの代表者(2号)	土山小学校
3	駒井 文恵	関係PTAの代表者(2号)	甲賀中学校
4	堀井 洋明	関係PTAの代表者(2号)	甲南第一小学校
5	上分 仁	関係PTAの代表者(2号)	信楽小学校
6	三石 彩香	関係PTAの代表者(2号)	信楽幼稚園

【参考資料】

甲賀市学校給食センター条例

(運営委員会)

第5条 教育委員会の諮問に応じて給食センターの適正かつ円滑な運営を調査し、審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員20人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係学校長の代表者
- (2) 関係PTAの代表者
- (3) 保健所長
- (4) 学校医の代表者
- (5) 教育委員会が指名する職員
- (6) その他教育委員会が適当と認める者

議案第 31 号

甲賀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について

甲賀市学校給食センター条例（平成16年条例第155号）第5条第3項の規定に基づき、甲賀市学校給食センター運営委員会委員に別紙の者を委嘱又は任命することにつき、教育委員会の議決を求める。

令和6年3月27日

甲賀市教育委員会教育長 立岡 秀 寿

議案第31号別紙

甲賀市学校給食センター運営委員会委員

(任期：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	中嶋 政二	関係学校長の代表者（1号）	甲賀市小学校校長会 （伴谷小学校長）
2	桑原 章哲	関係学校長の代表者（1号）	甲賀市中学校校長会 （城山中学校長）
3	松原 峰生	保健所長（3号）	甲賀保健所長
4	今村 陽一	学校医の代表者（4号）	東部学校給食センター 地域校医代表
5	今枝 加奈子	学校医の代表者（4号）	西部学校給食センター 地域校医代表
6	川嶋 春菜	教育委員会が指名する職員 （5号）	保育幼稚園課
7	谷内 真紀子	教育委員会が指名する職員 （5号）	給食提供園代表 （大野保育園長）
8	村田 喜代美	その他教育委員会が適当と認 める者（6号）	学識経験者
9	石橋 智子	その他教育委員会が適当と認 める者（6号）	学識経験者
10	小川 由佳	その他教育委員会が適当と認 める者（6号）	養護教諭代表
11	石川 まりや	その他教育委員会が適当と認 める者（6号）	養護教諭代表
12	小嶋 早希	その他教育委員会が適当と認 める者（6号）	養護教諭代表

【参考資料】

甲賀市学校給食センター条例

(運営委員会)

第5条 教育委員会の諮問に応じて給食センターの適正かつ円滑な運営を調査し、審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員20人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係学校長の代表者
- (2) 関係PTAの代表者
- (3) 保健所長
- (4) 学校医の代表者
- (5) 教育委員会が指名する職員
- (6) その他教育委員会が適当と認める者

議案第 32 号

甲賀市子どものいじめ問題対策委員会委員の委嘱について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 27 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市子どものいじめ問題対策委員会委員の委嘱について

甲賀市子どものいじめ防止条例（平成26年甲賀市条例第12号）第15条第4項の規定に基づき、甲賀市子どものいじめ問題対策委員会委員に別紙の者を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第32号別紙

甲賀市子どものいじめ問題対策委員会委員

(任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	甲津 貴央	弁護士	再任
2	大畑 好司	県スクールカウンセラー	再任
3	青木 治亮	精神科医	再任
4	打田 絹子	元児童養護施設 施設長	再任

甲賀市子どものいじめ防止条例

(甲賀市子どものいじめ問題対策委員会)

第15条 市は、いじめの防止のための施策を実効的に行い、相談等を受けたいじめ(いじめの疑いを認めた場合として相談等をされたものを含む。)について専門的な見地から調査を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、甲賀市子どものいじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」という。)を置く。

2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査する。

(1) いじめの防止に関する対策のあり方や実効性を高めるための調査研究に関すること。

(2) 重大事態(法第28条第1項に規定する重大事態をいう。以下同じ。)が市立学校に発生した場合における、その事実の確認並びに調査及び審査に関すること。

(3) その他対策委員会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

3 対策委員会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 臨床心理士等子どもの発達、心理等についての専門的知識を有する者

(2) 学識経験を有する者

(3) 弁護士

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員の欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 対策委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

8 前各項に定めるもののほか、対策委員会の組織、運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

議案第 33 号

甲賀市学校運営協議会委員の解任について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 27 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市学校運営協議会委員の解任について

甲賀市学校運営協議会規則（令和2年教育委員会規則第9号）第16条の規定に基づき、甲賀市学校運営協議会委員の別紙の者を解任することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第33号別紙

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで)

(解任日：令和6年3月31日)

	氏名	委員の構成	備考
1	伴 惣司	柏木小学校学校運営協議会	
2	川島 真人	柏木小学校学校運営協議会	
3	周防 輝廣	綾野小学校学校運営協議会	
4	平田 雅恵	佐山小学校学校運営協議会	
5	河合 仁司	佐山小学校学校運営協議会	
6	堀井 光	佐山小学校学校運営協議会	
7	播磨 亜矢子	佐山小学校学校運営協議会	
8	北林 絵里加	佐山小学校学校運営協議会	

○甲賀市学校運営協議会規則

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があったとき。

(2) 前条の規定に反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

議案第 34 号

甲賀市学校運営協議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 27 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市学校運営協議会委員の任命について

甲賀市学校運営協議会規則（令和2年教育委員会規則第9号）第7条の規定に基づき、甲賀市学校運営協議会委員に別紙の者を任命することにつき、教育委員会の議決を求める。

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	木島 良介	柏木小学校学校運営協議会	保護者
2	中村 光尊	綾野小学校学校運営協議会	地域住民
3	平田 優子	佐山小学校学校運営協議会	地域住民
4	堀井 弘夫	佐山小学校学校運営協議会	地域住民
5	河合 真也	佐山小学校学校運営協議会	保護者
6	小川 剛史	佐山小学校学校運営協議会	保護者
7	松山 真由美	佐山小学校学校運営協議会	保護者

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	岡村 保	伴谷小学校学校運営協議会	学校運営活動者
2	吉田 昇一	伴谷小学校学校運営協議会	学校運営活動者
3	島田 繁吉	伴谷小学校学校運営協議会	地域住民
4	芝原由美子	伴谷小学校学校運営協議会	地域住民
5	池本 忠好	伴谷小学校学校運営協議会	地域住民
6	山本 昌利	伴谷小学校学校運営協議会	地域住民
7	宿谷 利彦	伴谷小学校学校運営協議会	学識経験者
8	菊田 宗高	伴谷小学校学校運営協議会	学校運営活動者
9	平田 久志	伴谷小学校学校運営協議会	地域住民
10	平田 久実	伴谷小学校学校運営協議会	学校運営活動者
11	大原 幸子	伴谷小学校学校運営協議会	学校運営活動者
12	前田 健太	伴谷小学校学校運営協議会	保護者
13	市原 敏	水口小学校学校運営協議会	地域住民
14	松原 博美	水口小学校学校運営協議会	地域住民
15	梅本 徹	水口小学校学校運営協議会	地域住民
16	藤井 真知子	水口小学校学校運営協議会	地域住民
17	中村 康春	水口小学校学校運営協議会	学識経験者
18	奥村 弘	貴生川小学校学校運営協議会	地域住民
19	山田 美知保	貴生川小学校学校運営協議会	地域住民
20	白坂 萬里子	伴谷東小学校学校運営協議会	地域住民
21	上原 健司	伴谷東小学校学校運営協議会	保護者
22	綿本 大介	伴谷東小学校学校運営協議会	地域住民
23	伊藤 一美	伴谷東小学校学校運営協議会	学校運営活動者
24	外池 美里	伴谷東小学校学校運営協議会	学校運営活動者
25	徳澤 優子	伴谷東小学校学校運営協議会	地域住民
26	岡村 徳男	伴谷東小学校学校運営協議会	学校運営活動者

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
27	立木 雄次	伴谷東小学校学校運営協議会	学校運営活動者
28	幸野 康司	伴谷東小学校学校運営協議会	地域住民
29	山西 庸元	伴谷東小学校学校運営協議会	地域住民
30	豊田 康盛	油日小学校学校運営協議会	地域住民
31	桑田 真一	油日小学校学校運営協議会	地域住民
32	瀬古 活子	油日小学校学校運営協議会	地域住民
33	渡辺 道治	油日小学校学校運営協議会	地域住民
34	狗田 まき子	油日小学校学校運営協議会	地域住民
35	中村 雅昭	油日小学校学校運営協議会	保護者
36	望田 清	油日小学校学校運営協議会	地域住民
37	辻 重治	油日小学校学校運営協議会	地域住民
38	伊東 栄一郎	油日小学校学校運営協議会	地域住民
39	上岡 幸二	油日小学校学校運営協議会	保護者
40	松本 剛	油日小学校学校運営協議会	保護者
41	春田 真樹	佐山小学校学校運営協議会	学校運営活動者
42	和田 佳代子	佐山小学校学校運営協議会	地域住民
43	伊東 民恵	佐山小学校学校運営協議会	地域住民
44	伊藤 隆一	希望ヶ丘小学校学校運営協議会	地域住民
45	田井野 豊子	希望ヶ丘小学校学校運営協議会	地域住民
46	田中 直秋	希望ヶ丘小学校学校運営協議会	学校運営活動者
47	網 千鶴子	希望ヶ丘小学校学校運営協議会	学校運営活動者
48	森口 百合子	希望ヶ丘小学校学校運営協議会	学校運営活動者
49	湯浅 優子	希望ヶ丘小学校学校運営協議会	学校運営活動者
50	姉川 孝一	希望ヶ丘小学校学校運営協議会	学校運営活動者
51	加藤 唯邦	希望ヶ丘小学校学校運営協議会	地域住民
52	蚊野 ひとみ	希望ヶ丘小学校学校運営協議会	地域住民

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
53	兼田 早苗	希望ヶ丘小学校学校運営協議会	地域住民
54	岩崎 和夫	希望ヶ丘小学校学校運営協議会	地域住民
55	岩田 孝晴	希望ヶ丘小学校学校運営協議会	地域住民
56	山田 康廣	水口中学校学校運営協議会	地域住民
57	宮治 一幸	水口中学校学校運営協議会	学識経験者
58	宝本 真千子	水口中学校学校運営協議会	学識経験者
59	摺本 美紀	水口中学校学校運営協議会	地域住民
60	朝倉 篤	水口中学校学校運営協議会	保護者
61	中村 一弘	水口中学校学校運営協議会	地域住民
62	竹中 彩花	水口中学校学校運営協議会	地域住民
63	薄井 寛喜	水口中学校学校運営協議会	地域住民
64	杉山 祐子	水口中学校学校運営協議会	学識経験者
65	西川 嘉邦	水口中学校学校運営協議会	地域住民
66	鶴見 友典	水口中学校学校運営協議会	保護者

○甲賀市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第7条 協議会の委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

議案第 3 5 号

甲賀市立学校評議員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 2 7 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市立学校評議員の委嘱について

甲賀市立学校評議員設置要綱（平成18年甲賀市教育委員会告示第2号）第2条の規定に基づき、甲賀市立学校評議員に別紙の者を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

甲賀市立学校評議員

(任期：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	安田 正治	大野小学校 校長推薦	
2	井上 啓子	大野小学校 校長推薦	
3	市井 妙子	大野小学校 校長推薦	
4	中邨 哲也	大野小学校 校長推薦	
5	中村 良治	大野小学校 校長推薦	
6	奥村 進	甲南第一小学校 校長推薦	
7	相原 憲次	甲南第一小学校 校長推薦	
8	山本 文代	甲南第一小学校 校長推薦	
9	西村 敦子	甲南第一小学校 校長推薦	
10	山本 浩幸	甲南第二小学校 校長推薦	
11	木村 圭一	甲南第二小学校 校長推薦	
12	高橋 大輔	甲南第二小学校 校長推薦	
13	平井 茂治	甲南第二小学校 校長推薦	
14	和田 隆男	甲南第二小学校 校長推薦	
15	西田 直樹	甲南第三小学校 校長推薦	
16	岡崎 しのぶ	甲南第三小学校 校長推薦	
17	石橋 千恵子	甲南第三小学校 校長推薦	
18	田中 眞知子	甲南第三小学校 校長推薦	
19	北田 千津子	甲南第三小学校 校長推薦	
25	小倉 佳彦	信楽小学校 校長推薦	
26	西尾喜代美	信楽小学校 校長推薦	
27	岩永 信也	信楽小学校 校長推薦	
28	奥村真理子	信楽小学校 校長推薦	
29	中野 可子	信楽小学校 校長推薦	
30	黄瀬 洋江	雲井小学校 校長推薦	
31	中西 重廣	雲井小学校 校長推薦	

甲賀市立学校評議員

(任期：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
32	中島 紘平	雲井小学校 校長推薦	
33	大原 守	雲井小学校 校長推薦	
34	坂本 寿也	雲井小学校 校長推薦	
35	黄 載 順	小原小学校 校長推薦	
36	杉本 重喜	小原小学校 校長推薦	
37	中島 栄子	小原小学校 校長推薦	
38	西尾 俊彦	小原小学校 校長推薦	
39	中西 一平	小原小学校 校長推薦	
40	洞 悦子	朝宮小学校 校長推薦	
41	片木 清	朝宮小学校 校長推薦	
42	黒田 為三	朝宮小学校 校長推薦	
43	稲葉 知子	朝宮小学校 校長推薦	
44	村井 克年	朝宮小学校 校長推薦	
45	奥嶋 たみ子	多羅尾小学校 校長推薦	
46	内田 儀一	多羅尾小学校 校長推薦	
47	田中 孝志	多羅尾小学校 校長推薦	
48	北尾 憲一	多羅尾小学校 校長推薦	
49	西尾 京子	多羅尾小学校 校長推薦	
50	村尾 弘美	城山中学校 校長推薦	
51	秀熊 順治	城山中学校 校長推薦	
52	井口 廣美	城山中学校 校長推薦	
53	久木 一郎	城山中学校 校長推薦	
54	小松 康弘	城山中学校 校長推薦	
55	中川真由美	土山中学校 校長推薦	
56	福井 篤子	土山中学校 校長推薦	
57	逢坂 文子	土山中学校 校長推薦	
58	山際 忠男	土山中学校 校長推薦	

甲賀市立学校評議員

(任期：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

	氏名	委員の構成		備考
59	土山 真司	土山中学校	校長推薦	
60	藤河 ます美	甲賀中学校	校長推薦	
61	堀田 恵美子	甲賀中学校	校長推薦	
62	藤岡 茂喜	甲賀中学校	校長推薦	
63	藤田 和彦	甲賀中学校	校長推薦	
64	福井 富久	甲賀中学校	校長推薦	
65	清原 絹恵	甲南中学校	校長推薦	
66	竹村 ひで子	甲南中学校	校長推薦	
67	橋本 達也	甲南中学校	校長推薦	
68	服部 侑霞	甲南中学校	校長推薦	
69	藤原 誠	甲南中学校	校長推薦	
70	奥田 敏史	信楽中学校	校長推薦	
71	杉岡 延能	信楽中学校	校長推薦	
72	幸田 眞由美	信楽中学校	校長推薦	
73	洞 貴子	信楽中学校	校長推薦	
74	岡本 和代	信楽中学校	校長推薦	

【参考資料】

甲賀市立学校評議員設置要綱

(委嘱等)

第2条 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、甲賀市教育委員会が委嘱する。

議案第 3 6 号

甲賀市立小中学校における学校医・歯科医・薬剤師の委嘱について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 2 7 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市立小中学校における学校医・歯科医・薬剤師の委嘱について

学校保健安全法(昭和33年4月10日法律第56号)第23条の規定に基づき、
甲賀市立小中学校の学校医・歯科医・薬剤師に別紙の者を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

甲賀市立小中学校学校医

(任期：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	鶴山 幸喜	学校医	伴谷小学校
2	太田 志朗	学校医	柏木小学校
3	仲川 孝彦	学校医	水口小学校
4	山元 俊行	学校医	貴生川小学校
5	浅田 佳邦	学校医	綾野小学校
6	速水 雅尚	学校医	伴谷東小学校
7	川端 真紀夫	学校医	大野小学校
8	中西 二	学校医	土山小学校
9	古西 博明	学校医	大原小学校
10	増田 清博	学校医	油日小学校
11	古西 博明	学校医	佐山小学校
12	今村 陽一	学校医	甲南第一小学校
13	今村 陽一	学校医	甲南第二小学校
14	古倉 みのり	学校医	甲南第三小学校
15	古倉 みのり	学校医	甲南中部小学校
16	古倉 みのり	学校医	希望ヶ丘小学校
17	中島 恭二	学校医	信楽小学校
18	加藤 陽子	学校医	雲井小学校
19	松野 修一	学校医	小原小学校
20	吉川 達郎	学校医	朝宮小学校
21	北川 貢嗣	学校医	多羅尾小学校
22	田口 周馬	学校医	水口中学校
23	田代 圭太郎	学校医	城山中学校
24	宇田 勝弘	学校医	土山中学校
25	古西 博明	学校医	甲賀中学校
26	今村 陽一	学校医	甲南中学校
27	今枝 加奈子	学校医	信楽中学校

甲賀市立小中学校歯科医

(任期：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	安井 星光	歯科医	伴谷小学校
2	松田 康男	歯科医	柏木小学校
3	薩摩 篤	歯科医	水口小学校
4	木村 健吾	歯科医	貴生川小学校
5	峰 香代子	歯科医	貴生川小学校
6	木村 和弥	歯科医	綾野小学校
7	濱田 英輝	歯科医	伴谷東小学校
8	山田 二郎	歯科医	大野小学校
9	中林 雅子	歯科医	土山小学校
10	西田 武仁	歯科医	大原小学校
11	久保 一登	歯科医	油日小学校
12	安井 滋一	歯科医	佐山小学校
13	木村 清和	歯科医	甲南第一小学校
14	今村 慎一	歯科医	甲南第二小学校
15	真岡 淳之	歯科医	甲南第三小学校
16	竹村 有史	歯科医	甲南中部小学校
17	木村 清和	歯科医	希望ヶ丘小学校
18	飯田 修一	歯科医	信楽小学校
19	大矢 克英	歯科医	雲井小学校
20	村木 信夫	歯科医	小原小学校
21	飯田 修一	歯科医	朝宮小学校
22	大矢 克英	歯科医	多羅尾小学校
23	西田 尚武	歯科医	水口中学校
24	門矢 芳則	歯科医	城山中学校
25	桑名 直樹	歯科医	土山中学校
26	西田 武仁	歯科医	甲賀中学校
27	真岡 淳之	歯科医	甲南中学校
28	村木 信夫	歯科医	信楽中学校

甲賀市立小中学校薬剤師

(任期：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	大野 健	薬剤師	伴谷小学校
2	増井 万里子	薬剤師	柏木小学校
3	渡邊 真樹	薬剤師	水口小学校
4	福井 郁子	薬剤師	貴生川小学校
5	山塚 博行	薬剤師	綾野小学校
6	島本 光久	薬剤師	伴谷東小学校
7	東 正也	薬剤師	大野小学校
8	東 正也	薬剤師	土山小学校
9	中本 貴士	薬剤師	大原小学校
10	瀧 敏孝	薬剤師	油日小学校
11	中本 貴士	薬剤師	佐山小学校
12	川口 ともね	薬剤師	甲南第一小学校
13	酒井 孝征	薬剤師	甲南第二小学校
14	小竹 克彦	薬剤師	甲南第三小学校
15	北澤 登喜子	薬剤師	甲南中部小学校
16	橋川 源	薬剤師	希望ヶ丘小学校
17	宮崎 香織	薬剤師	信楽小学校
18	中野 貴之	薬剤師	雲井小学校
19	松岡 茂	薬剤師	小原小学校
20	松岡 茂	薬剤師	朝宮小学校
21	中野 貴之	薬剤師	多羅尾小学校
22	大野 健	薬剤師	水口中学校
23	酒井 孝征	薬剤師	城山中学校
24	大林 輝彦	薬剤師	土山中学校
25	大林 輝彦	薬剤師	甲賀中学校
26	北澤 登喜子	薬剤師	甲南中学校
27	中野 貴之	薬剤師	信楽中学校

【参考資料】

学校保健安全法

第二十三条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

議案第 3 7 号

甲賀市少年補導委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 2 7 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市少年補導委員の委嘱について

甲賀市少年センター条例施行規則（平成17年甲賀市教育委員会規則第16号）
第7条第2項の規定に基づき、甲賀市少年補導委員に別紙の者を委嘱することにつ
き、教育委員会の議決を求める。

甲賀市少年補導委員

(任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで)

No.	氏名	委員の構成	備考
1	池本 壽志	甲賀警察署少年補導員会会則 第4条に基づき地域から推薦 された者	水口地域
2	石川 富美代		
3	市川 康信		
4	北出 孝子		
5	北村 正之		
6	草間 行雄		
7	黒田 義則		
8	佐伯 千代		
9	坂本 正太郎		
10	杉本 義一		
11	瀬野 滋乃		
12	宝本 正樹		
13	出口 雅之		
14	中西 きよみ		
15	長尾 修平		
16	西村 智明		
17	西村 久		
18	林田 一子		
19	藤村 和之		
20	宮城 善美		
21	宮治 一八		
22	山田 長則		
23	山本 敬次		
24	吉田 泰啓		
25	吉原 やすゑ		
26	石岡 朋子		土山地域
27	市井 妙子		
28	井上 勝		
29	古賀 誠		
30	竹瀧 理		
31	立岡 登喜夫		
32	土山 定信		
33	前田 武広		

(任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで)

No.	氏名	委員の構成	備考
34	前田 恵子	甲賀警察署少年補導員会会則 第4条に基づき地域から推薦 された者	土山地域
35	安村 幸子		甲賀地域
36	東 斐彦		
37	小川 浩美		
38	河合 鉄久		
39	川村 文江		
40	瀬古 祐嗣		
41	瀬戸 加世		
42	中井 徳昭		
43	中本 博之		
44	平田 昌規		
45	藤江 慎二		
46	藤川 淳子		
47	森田 秀次		
48	網 千鶴子		甲南地域
49	井澤 信行		
50	奥村 享子		
51	神田 剛史		
52	北浦 紀道		
53	木村 圭一		
54	倉田 啓介		
55	杉庄 裕章		
56	竹若 能子		
57	谷 聡之		
58	中井 紀子		
59	中野 照子		
60	西宮 貴美江		
61	西森 宏		
62	堀 恵子		
63	山本 紀代子		
64	山本 利次		
65	渡邊 淳史		
66	植田 英朗	信楽地域	
67	宇田 康介		
68	大川 宜佐		
69	大谷 真五		
70	奥村 弘道		

(任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで)

No.	氏名	委員の構成	備考
71	神山 智	甲賀警察署少年補導員会会則 第4条に基づき地域から推薦 された者	信楽地域
72	中西 一詞		
73	高岩 眞介		
74	高本 和昇		
75	谷 弘樹		
76	中井 れい子		
77	藤原 也之亮		
78	宮川 憲和		
79	村田 浩似		

【参考資料】

甲賀市少年センター条例施行規則

(少年補導委員)

第7条 少年センターに少年補導委員を置く。

2 少年補導委員は、教育委員会が委嘱する。

議案第 3 8 号

甲賀市少年センター協議会委員の解任について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 2 7 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市少年センター協議会委員の解任について

甲賀市少年センター条例（平成17年条例第44号）第4条第3項の規定に基づき、甲賀市少年センター協議会委員に別紙の者を解任することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第38号別紙

甲賀市少年センター協議会委員

(任期：令和5年10月1日から令和7年9月30日まで)

解任日：令和6年3月31日

	氏名	委員の構成	備考
1	前田 三嗣	関係行政機関の職員	市民環境部生活環境課
2	圖司 直子	関係行政機関の職員	健康福祉部家庭児童相談室

【参考資料】

甲賀市少年センター条例

(協議会)

第4条 教育委員会の諮問に応じて少年センターの円滑な運営を調査し、審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市少年センター協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 関係教育機関の職員

(4) 教育委員会が指名する職員

(5) その他教育委員会が適当と認める者

議案第 39 号

甲賀市少年センター協議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 27 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市少年センター協議会委員の任命について

甲賀市少年センター条例（平成17年条例第44号）第4条第3項の規定に基づき、甲賀市少年センター協議会委員に別紙の者を任命することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第39号別紙

甲賀市少年センター協議会委員

(任期：令和6年4月1日から令和7年9月30日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	片山 淳	関係行政機関の職員	市民環境部生活環境課
2	田口 真理	関係行政機関の職員	健康福祉部家庭児童相談室

【参考資料】

甲賀市少年センター条例

(協議会)

第4条 教育委員会の諮問に応じて少年センターの円滑な運営を調査し、審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市少年センター協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 関係教育機関の職員

(4) 教育委員会が指名する職員

(5) その他教育委員会が適当と認める者

議案第 40 号

甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の解任について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 27 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の解任について

甲賀市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づき、甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の別紙の者を解任することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第40号別紙

甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員

(任期：令和4年10月1日から令和6年9月30日まで)

解嘱日：令和6年3月31日

	氏名	委員の構成	備考
1	野々山 弥生	関係行政機関の職員	こども政策部保育幼稚園課

【参考資料】

甲賀市附属機関設置条例

(設置等)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を設置し、その担任する事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

別表 (第2条関係)

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の任期
甲賀市教育行政評価委員会	教育委員会の権限に属する事務の管理並びに執行状況の点検及び評価結果について調査し、審議すること。	(1) 教育関係者 (2) その他教育委員会が適当と認める者	5人以内	2年
甲賀市就学指導委員会	特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の適切な就学を図ることについて調査し、審議すること。	(1) 医師 (2) 学識経験を有する者 (3) 関係教育機関の職員 (4) 関係行政機関の職員 (5) 教育委員会が指名する職員 (6) その他教育委員	35人以内	1年

		会が適当と認める者		
甲賀市青少年自然体験活動推進委員会	青少年を対象とした安全で効果的な自然体験活動の普及推進について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 青少年関係団体の代表者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 教育委員会が指名する職員 (5) その他教育委員会が適当と認める者	10人以内	2年
甲賀市文化のまちづくり審議会	文化芸術の振興及び施設について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) その他教育委員会が適当と認める者	15人以内	2年
甲賀市史編さん委員会	市史の編さんに関する基本的事項について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) その他教育委員会が適当と認める者	10人以内	2年

議案第 41 号

甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の任命について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 27 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の任命について

甲賀市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づき、甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員に別紙の者を任命することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第41号別紙

甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員

(任期：令和6年4月1日から令和6年9月30日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	桂 直美	関係行政機関の職員	こども政策部保育幼稚園課

【参考資料】

甲賀市附属機関設置条例

(設置等)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を設置し、その担任する事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

別表（第2条関係）

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の任期
甲賀市教育行政評価委員会	教育委員会の権限に属する事務の管理並びに執行状況の点検及び評価結果について調査し、審議すること。	(1) 教育関係者 (2) その他教育委員会が適当と認める者	5人以内	2年
甲賀市就学指導委員会	特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の適切な就学を図ることについて調査し、審議すること。	(1) 医師 (2) 学識経験を有する者 (3) 関係教育機関の職員 (4) 関係行政機関の職員 (5) 教育委員会が指名する職員 (6) その他教育委員	35人以内	1年

		会が適当と認める者		
甲賀市青少年自然体験活動推進委員会	青少年を対象とした安全で効果的な自然体験活動の普及推進について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 青少年関係団体の代表者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 教育委員会が指名する職員 (5) その他教育委員会が適当と認める者	10人以内	2年
甲賀市文化のまちづくり審議会	文化芸術の振興及び施設について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) その他教育委員会が適当と認める者	15人以内	2年
甲賀市史編さん委員会	市史の編さんに関する基本的事項について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) その他教育委員会が適当と認める者	10人以内	2年

議案第 42 号

甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 27 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱について

甲賀市地域学校協働活動推進員設置要綱第5条の規定に基づき、甲賀市地域学校協働活動推進員に別紙の者を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

甲賀市地域学校協働活動推進員

(任期：令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで)

No.	氏 名	活動校	備考
1	沢井 讓	貴生川小学校	継続
2	山田 美知保	貴生川小学校	継続
3	平田 久実	伴谷小学校	継続
4	菊田 宗高	伴谷小学校	継続
5	岡山 圭子	綾野小学校	継続
6	谷口 昌江	綾野小学校	新規
7	寺村 けい子	柏木小学校	継続
8	藤井 照代	柏木小学校	継続
9	西村 忠三	土山小学校	継続
1 0	玉井 正	土山小学校	継続
1 1	山本 洋	甲南中部小学校	継続
1 2	網 千鶴子	希望ヶ丘小学校	新規
1 3	岩田 孝晴	希望ヶ丘小学校	新規
1 4	村山 真弓	大原小学校	継続
1 5	原田 千加子	大原小学校	継続
1 6	和田 佳代子	佐山小学校	継続

17	伊東 民恵	佐山小学校	継続
18	岡村 貴子	油日小学校	新規
19	中本 博之	油日小学校	新規

【参考資料】

甲賀市地域学校協働活動推進員設置要綱

(資格及び委嘱)

第5条 推進員の委嘱は、次に掲げる全ての資格要件に該当する者のうちから、当該学校区の学校長の推薦により、教育委員会がこれを行う。

- (1) 地域において社会的信望がある者
- (2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

議案第 43 号

甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 27 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について

甲賀市スポーツ推進委員規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第47号）第2条の規定に基づき、甲賀市スポーツ推進委員に別紙の者を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第43号別紙

甲賀市スポーツ推進委員

(任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	山崎 隆司	地域の代表	水口地域
2	北川 昌美	地域の代表	水口地域
3	吉居 小房	地域の代表	水口地域
4	朝倉 篤	地域の代表	水口地域
5	小西 純一	地域の代表	水口地域
6	立岡 洋子	地域の代表	水口地域
7	三輪 祐子	地域の代表	水口地域
8	瀬古 孝子	地域の代表	水口地域
9	池本 忠好	地域の代表	水口地域
10	藪下 せつ子	地域の代表	水口地域
11	萩 裕美	地域の代表	水口地域
12	竹田 知裕	地域の代表	水口地域（新規）
13	西川 典利	地域の代表	水口地域（新規）
14	玉井 英幸	地域の代表	土山地域
15	金林 正子	地域の代表	土山地域
16	片岡 弘和	地域の代表	土山地域
17	辻 聡	地域の代表	土山地域
18	前野 真裕美	地域の代表	土山地域
19	松下 広美	地域の代表	土山地域
20	熊谷 幸子	地域の代表	甲賀地域
21	藤森 明美	地域の代表	甲賀地域

2 2	原田 千加子	地域の代表	甲賀地域
2 3	田嶋 博美	地域の代表	甲賀地域
2 4	大西 久美子	地域の代表	甲南地域
2 5	杉村 伸幸	地域の代表	甲南地域
2 6	楠田 俊昭	地域の代表	甲南地域
2 7	出口 哲也	地域の代表	甲南地域
2 8	桑島 真由美	地域の代表	甲南地域
2 9	志田 歩未	地域の代表	甲南地域
3 0	山口 良美	地域の代表	甲南地域
3 1	寺田 幸司	地域の代表	甲南地域
3 2	寺井 俊展	地域の代表	甲南地域
3 3	藤田 百代	地域の代表	甲南地域
3 4	奥田 剛	地域の代表	信楽地域
3 5	岡村 智美	地域の代表	信楽地域
3 6	田村 剛	地域の代表	信楽地域
3 7	大谷 哲	地域の代表	信楽地域
3 8	今澤 薫	地域の代表	信楽地域

【参考資料】

甲賀市スポーツ推進委員規則

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務その他委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 委員は、甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(参考)

スポーツ基本法

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

議案第 44 号

甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱又は解任について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 27 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱又は解任について

甲賀市スポーツ推進審議会条例（平成17年条例第28号）第3条第2項の規定に基づき、甲賀市スポーツ推進審議会委員の別紙の者を解嘱又は解任することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第44号別紙

甲賀市スポーツ推進審議会委員

(任期:令和5年12月1日から令和7年11月30日まで)

解嘱・解任日:令和6年3月31日

	氏名	委員の構成	備考
1	谷口 孝子	学識経験を有する者	甲賀市健康推進員連絡協議会
2	和田 有企子	関係行政機関の職員	こども政策部保育幼稚園課 大原幼稚園・甲賀東保育園
3	杉本 知恵美	関係行政機関の職員	健康福祉部すこやか支援課

甲賀市スポーツ推進審議会条例

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係教育機関の職員
- (4) 教育委員会が指名する職員
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

議案第 4 5 号

甲賀市スポーツ推進審議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 2 7 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市スポーツ推進審議会委員の任命について

甲賀市スポーツ審議会条例（平成17年条例第28号）第3条第2項の規定に基づき、甲賀市スポーツ推進審議会委員に別紙の者を任命することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第45号別紙

甲賀市スポーツ推進審議会委員

(任期:令和6年4月1日から令和7年11月30日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	圖司 直子	関係行政機関の職員	健康福祉部すこやか支援課

甲賀市スポーツ推進審議会条例

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係教育機関の職員
- (4) 教育委員会が指名する職員
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

議案第 4 6 号

甲賀市文化財保護審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 2 7 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市文化財保護審議会委員の委嘱について

甲賀市文化財保護条例（平成16年甲賀市条例第172号）第63条の規定に基づき、甲賀市文化財保護審議会委員に別紙の者を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

甲賀市文化財保護審議会委員

(任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	東 幸代	学識経験を有する者	専門分野 文献・歴史学 滋賀県立大学教授
2	岡 佳子	学識経験を有する者	専門分野 文化史・陶磁史 大手前大学史学研究所客員研究員
3	新保 建志	学識経験を有する者	専門分野 天然記念物 元みなくち子どもの森館長
4	杉原 和雄	学識経験を有する者	専門分野 考古学 公益財団法人向日市埋蔵文化財センター理事長
5	高梨 純次	学識経験を有する者	専門分野 美術工芸 公益財団法人秀明文化財団参事
6	谷 直樹	学識経験を有する者	専門分野 建造物 大阪市立大学名誉教授
7	古市 晃	学識経験を有する者	専門分野 古代史 神戸大学大学院人文学研究科教授

【参考資料】

甲賀市文化財保護条例

(委員)

第63条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他教育委員会が適当と認める者

議案第 4 7 号

甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会委員の委嘱について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 2 7 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会委員の委嘱について

甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会設置要綱（令和2年3月30日教育委員会告示第1号）第3条の規定に基づき、甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会委員に別紙の者を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第 4 7 号別紙

甲賀市史跡紫香樂宮跡調査整備委員会委員

(任期:令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日)

	氏名	委員の構成	備 考
1	栄原 永遠男	文化財に関する学識 経験を有する者	専門分野 古代史 大阪市立大学名誉教授
2	黒崎 直	文化財に関する学識 経験を有する者	専門分野 考古学 富山大学名誉教授
3	箱崎 和久	文化財に関する学識 経験を有する者	専門分野 建築史 (独法)国立文化財機構 奈良文化 財研究所 都城発掘調査部長
4	出村 嘉史	文化財に関する学識 経験を有する者	専門分野 都市計画 岐阜大学工学部社会基盤工学科 都市デザイン講座教授
5	玉田 芳英	文化財に関する学識 経験を有する者	専門分野 考古学 (独法)国立文化財機構 奈良文化 財研究所 都城発掘調査部特任研 究員(飛鳥・藤原地区)
6	古市 晃	文化財に関する学識 経験を有する者	専門分野 古代史 神戸大学大学院人文学研究科教授
7	高橋 知奈津	文化財に関する学識 経験を有する者	専門分野 遺跡整備・造園 (独法)国立文化財機構 奈良文化 財研究所 文化遺産部遺跡整備研 究室主任研究員
8	水野 藤志夫	地域代表者	雲井自治振興会選出
9	金谷 英三	地域代表者	雲井自治振興会選出
10	井上 清久	地域代表者	雲井自治振興会選出

○甲賀市史跡紫香樂宮跡調査整備委員会設置要綱

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(1) 文化財に関する学識経験を有する者

(2) 地元有識者又は地域代表者

(3) 教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。